

## 第5次犯罪被害者等基本計画（案）

【パブリックコメント後】

（修正箇所のみ抄録）

1 る上でも、第一義的責任を負う加害者による賠償をいかに履行させるかと  
2 いう点を考えることは重要となる。

3 2つ目は、再び平穏な生活を営んでいく上で犯罪被害者等が直面する  
4 様々な困難を解消していくため、国による犯罪被害者等給付金や地方公共  
5 団体による見舞金等の支給や各種費用の公費負担等の犯罪被害者等のため  
6 の支援制度のほか、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用できる社  
7 会保障等の制度を活用していくことである。第一義的責任を負うのは加害  
8 者とはいえ、資力の乏しい加害者が多いこと、そもそも加害者が検挙されな  
9 い場合もあること等の現状を踏まえると、十分な被害回復のためにには、これ  
10 らの経済的支援等の取組は欠かすことができない<sup>1</sup>。

11 損害回復・経済的支援等に関する犯罪被害者等のニーズは、個々の生活の  
12 状況等に応じて多岐にわたる中、第1次基本計画の策定から第4次基本計  
13 画までの約20年にわたる施策は、これら損害回復及び経済的支援の両面か  
14 らアプローチを行い、犯罪被害者等のニーズを的確に把握・分析し、これに  
15 対応し得るよう、既存の制度の運用を強化するとともに、新たな制度につい  
16 ても検討を重ね、その導入及び見直しを進めてきた。

17 第5次基本計画においても同様の取組を進めるとともに、これまで講じ  
18 られてきた施策や犯罪被害者等が利活用可能な様々な制度等があることを  
19 踏まえて、改めて、損害回復や経済的支援等の観点から犯罪被害者等が置か  
20 れた状況や支援についての実態を把握し、各施策を体系立てていく必要が  
21 ある。

22 また、こうした取組を積み重ねることにより、犯罪被害者等から要望のあ  
23 る制度等について、その必要性や射程がより明確になる。これまで議論が  
24 重ねられてきたいわゆる「立替払」等の容易に解決し難い制度的な課題に対  
25 しても、前記の2つのアプローチによる施策を講じつつ、その状況や過去の  
26 議論によって明らかとなった課題を踏まえながら、今後も検討を続けてい  
27 く。

## 28 2 具体的施策の方向性

### 29 (1) 犯罪被害者等の損害回復

- 30     ア 犯罪被害者等の負担軽減
- 31     (ア) 弁護士等による法的支援

コメントの追加 [A1]: No. 18 (5ページの8行目「資力の乏しい加害者が多い現状」の次に、「及び、そもそも加害者が検挙されないなど原因者が特定されない場合も少なくないこと」と挿入されたい。また、「十分な被害回復」の「十分な」は必要なのか。)

<sup>1</sup> なお、これらの取組は、犯罪被害者等に実際に利活用されて初めて意味があることから、支援の体制を整備・拡充することも必要となる（重点課題第4）。

1 犯罪被害者等が、加害者に対して損害賠償を請求するには、裁判手  
2 続の追行等を行わなければならないが、法的知見が必要となるほか、  
3 経済的・心理的・手続的負担がある。そのため、犯罪被害者等の相談  
4 に応じ、必要な情報の提供等を行うことや損害賠償の請求について  
5 の援助等を行うことが求められている。

6 この点、法テラスにおいては、法制度や適切な相談窓口に関する情  
7 報の提供を行ってきたほか、民事法律扶助として、犯罪被害者等を含  
8 む経済的に余裕のない方に対し、弁護士等による無料法律相談や、民  
9 事裁判等手続に必要な弁護士費用等の立替え等の援助を行ってきた。  
10 これらの取組に加え、令和8年からは、犯罪被害者等支援弁護士制度  
11 が開始され、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続へ  
12 の適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができ  
13 ない犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的  
14 な援助を受けられることとなった。この新たな制度を円滑に運  
15 用することを含め、引き続き、法テラスによる法的支援を適切に行う。

16 (イ) 損害賠償の履行確保に資する各種制度の活用等

17 損害賠償の履行確保のためには、債務名義を取得する必要がある。  
18 この点、簡便な債務名義の取得の方法として、平成12年には刑事和解  
19 制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随  
20 する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第19条）が、平成20年  
21 には刑事手続の成果を利用した損害賠償命令制度（同法第24条）が、  
22 それぞれ施行された。

23 また、債務名義を取得するだけで、実際の損害賠償につながるわけ  
24 ではない。この点、加害者を含めた債務者の財産を調査する方法とし  
25 て、令和元年の民事執行法（昭和54年法律第4号）及び民法（明治29  
26 年法律第89号）の改正（令和2年4月1日施行）により、民事執行法  
27 に関しては債務者以外の第三者からの情報取得手続（民事執行法第  
28 205条から第207条まで）が新設されるとともに、財産開示手続が見直  
29 され（民事執行法第197条及び第213条）、民法に関しては財産開示手  
30 続に加えて第三者からの情報取得手続についても時効の完成猶予及  
31 び更新の効果が与えられることとなった（民法第148条第1項第4号  
32 及び第2項）。

33 このように、損害賠償の履行確保のための諸制度は着実に整備が  
34 重ねられてきており、これは犯罪被害者等の損害賠償の履行確保に  
35 も資するものである。そこで、まずは、支援を必要とする犯罪被害者  
36 等がこれらの制度を利用できるよう、制度に関する情報提供を充実

コメントの追加 [A2]: 開議決定時点での時制に修正

1 させていく。

2 その上で、犯罪被害者等からは、犯罪被害を原因とする損害賠償請求権についても、養育費と同様<sup>2</sup>に、履行確保に向けて実体法・手続法上の特別な取扱いを求める要望があり、また、債権の時効期間の延長・廃止についての要望も寄せられていることを踏まえつつ、具体的施策に掲げたとおりの実施可能な取組から進めていく。

3 さらに、犯罪被害給付制度において、国はその給付額の限度において犯罪被害者等が有する損害賠償請求権を取得することとされている（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）第8条第2項）。この点、国がその債権管理を適切に行うこととはもとより、可能な限り、犯罪被害者等にも配慮した取組を行うことが、結果として犯罪被害者等の損害回復に資するものとなる。

4 加えて、交通事故<sup>3</sup>における保険金の支払は、損害賠償の支払と同様の機能を有するところ、引き続き、その支払の適正化等を図る。

#### 5 イ 加害者による損害賠償の履行の促進

6 被害について第一義的責任を負う加害者において、自発的にその責任を履行していくことが求められる。

7 この点、下記(ア)及び(イ)のとおり、刑事施設等及び保護観察所において、加害者からの履行の促進に資するプログラムが実施されていることに加え、これに資する制度が整備されてきている。その中には、新しく整備されたものも多いことから、まずは、これらの取組等を着実に実施していくとともに、刑の執行段階等及び保護観察における加害者による損害賠償の履行の状況や課題についても把握していく。

8 あわせて、刑事施設等の職員は、加害者への指導等の場面を通じて犯罪被害者等の被害回復に向けた重要な役割を担っていることを常に念頭に置きながら、これらの取組等を適切に実施する必要がある。

#### 9 (7) 刑事施設等における履行促進に資する取組等

10 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第

コメントの追加 [A3]: 施行日確定に伴う修正

<sup>2</sup> 養育費については、令和6年の民法及び民事執行法の改正（令和8年4-5月123日までに施行予定）により、先取特権の付与（改正後の民法第306条及び第308条の2）、いわゆる執行手続のワンストップ化（改正後の民事執行法第167条の17等）等の履行確保に向けた見直しが図られている。

<sup>3</sup> 危険かつ悪質な運転行為による死傷事犯を含む。

1 う趣旨の要望があるが、これらについては、加害者に第一義的責任がある中での国の役割、他の公的給付等との均衡やその財源等に関わる容易に解決し難い検討課題が残っており、複数の有識者会議等を経たが、現状、一致した結論を得るに至っていない。

2 これとは別に、犯罪被害者等からは、犯罪被害給付制度に関し、①重傷病給付金について金銭による事後給付ではなく、病院の窓口負担がない形での給付とすること、②性犯罪被害者に関する給付を充実させること、③離婚後の父母が第1順位遺族となる場合の受給者の順位を見直すこと、④重傷病給付金の支給要件を拡大すること、⑤重傷病給付金の支給期間を延長することといった、個別の要望がある。これら要望の背景にある犯罪被害者等のニーズに向き合い、その解消が一步でも進むことを目指して、具体的な施策に掲げたとおりの実施可能な取組から進めていく。

3 このほか、平成28年に議員立法（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号））により成立した国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、在外公館（大使館、総領事館等）等において制度の対象者へ説明を行うほか、支給額の引上げの要望に対しては、犯罪被害給付制度とは質的に異なる面もあるところ、今後の議論に資するべく、諸外国における類似制度の調査を行う。

#### 4 (イ) 地方公共団体等による各種支援制度

5 地方公共団体が主体となる経済的支援制度については、現時点で  
6 全ての地方公共団体で導入されているわけではないものの、直接給  
7 付の制度として見舞金等の制度がある。

8 ほかにも、医療費（特に性犯罪に係るもの）、カウンセリング費用、  
9 司法解剖後の遺体搬送費等に関し、各都道府県警察等が公費負担制度を運用している。

10 このような地方公共団体等が主体の取組についても、制度の内容等を調査しつつ、地方の実情に応じながらも、地域間格差を埋める努力を行う。

#### 11 (ウ) 既存の社会保障等の制度

12 犯罪被害者等に特化した制度以外にも、生活困窮者への支援、子育て支援等、様々な切り口で、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず、条件を満たせば利用できる社会保障等の制度があることから、条件を満たす犯罪被害者等がこれらを利用できるよう施策を講じる。特に、医療・生活・教育・納税の各分野について犯罪被害者等に配慮した制度運用の在り方が各制度所管省庁から既に示されており、適切

コメントの追加 [A4]: No. 59 (総論部分 (第1の2  
(2) ア (イ))において、「見舞金等の制度がある」とされているが、制度がない自治体もあることから、制度の導入率を記載しておくべきではないか。)

1  
2 ウ 女性自立支援施設における支援

3 一時保護から地域における自立した生活へつながるよう、女性自  
4 立支援施設の機能強化等により、入所者に対する生活支援の充実に努  
5 める。また、女性自立支援施設において、性暴力被害者に対する心理的  
6 ケアや自立支援を推進する。【厚生労働省】(1-48)

7  
8 エ 犯罪被害者等の居住の確保に係るニーズ等についての地方公共団体  
9 の理解増進

10 地方公共団体において犯罪被害者等の居住場所の確保に関する取組  
11 を担う者に対し、居住場所の確保に係る施策が実効的に講じられるよ  
12 う、犯罪被害者等の置かれた状況や居住場所の確保の必要性等につい  
13 ての啓発・情報提供を行う。【警察庁、国土交通省】(1-49)

14  
15 (3) 雇用の安定に関する施策

16 ア 事業主に対する理解増進

17 事業主において犯罪被害者等となった従業員等の状況に応じた柔軟  
18 な対応をとることを促すため、犯罪被害者等の置かれている状況に關  
19 する事業主の理解増進の取組を行う。【警察庁】(1-49-2)

コメントの追加 [A5]: No. 115 (雇用の安定の確保のた  
めには、休暇制度の導入のみならず、安心して就業を  
継続できることも重要である。例えば、通勤途中に被  
害に遭った場合であっても通勤手当の制度上通勤経路  
の変更ができないというような事例があるが、事業者  
に対して犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深め  
る取組を行い、被害後の通勤方法への柔軟な対応がな  
されるようになることを求める。)

20  
21 イエ 民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復  
22 等のための休暇制度の導入促進

23 精神的・身体的被害からの回復、捜査・裁判等への対応等、犯罪被害  
24 者等にとって必要な休暇を取得できる制度を企業が導入することを促  
25 進するため、犯罪被害者等が抱える休暇取得のニーズを具体的に明ら  
26 かにしつつ、企業向け・労働者向けのアンケートによる導入状況等の実  
27 態把握を行うとともに、就業規則への記載方法を記載したリーフレット  
28 や厚生労働省のウェブサイト等により周知することや、休暇取得原因を確  
29 認するための方法を含めた経済団体・労働団体への周知等の休  
30 暇制度導入促進に向けた働き掛けをすること等の実効的な取組・制度  
31 を検討・実施する。【警察庁、法務省、厚生労働省】(1-50)

32  
33 ウイ 国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの  
34 回復等のための休暇制度等の周知・検討

35 国家公務員については、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回  
36 復等のため、既存の休暇制度等の活用・周知を図るとともに、刑事訴訟

1 **重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**

2 **第1 現状認識と具体的施策の方向性**

3 1 現状認識

4 犯罪被害者等が犯罪等により受ける心身への被害に対しては、その内容  
5 や特性に応じた治療や支援を実施する必要がある。

6 まず、身体的被害については、急性期の症状や後遺障害といった被害の状  
7 態に応じ、犯罪被害者等を適切な医療等につないでいく必要がある。特に、  
8 性犯罪の被害については、緊急避妊等の産婦人科による診療等のほか、こど  
9 も、男性、性的マイノリティ、障害者を含む多様な被害者がいることを踏ま  
10 え、それぞれの特性に応じた対応をとることも必要となる。

11 次に、精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自ら  
12 の生命の危機、大切な家族の喪失、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験  
13 によるP T S D（心的外傷後ストレス障害）等に苦しめられることがある。  
14 特に、このような被害を受けた者がこどもである場合には、その精神的被害  
15 は一層深刻となり得る。こうした精神的被害に対しては、犯罪被害者等に対  
16 する心のケアや治療等に当たる体制の構築が必要となる。

17 また、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の言  
18 動等により、更なる精神的被害（いわゆる二次的被害）を受けることがある。  
19 二次的被害は、犯罪被害者等の友人、近隣の住民、無関係の第三者等の言動  
20 によって生じるだけでなく、支援に携わる関係機関・団体の職員等の言動に  
21 より生じることもある。二次的被害は、犯罪被害者等の心情に関する理解不  
22 足や、ときには犯罪被害者等への偏見から生ずるが、これらは犯罪被害者等  
23 の心の傷を広げ、助けを求める気力すらも失わせることになる。このような  
24 被害を防止するためには、周囲の人々や支援に携わる者が、犯罪被害者等に  
25 対し、その心理状態やとるべき対応について理解した上で接する必要がある<sup>9</sup>。  
26 こうした配慮は、二次的被害の防止に資するだけでなく、犯罪被害者等の  
27 精神的被害の緩和・回復にもつながるものである。

28 さらに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止に向けては、再  
29 び被害に遭うことがないよう、犯罪被害者等の安全確保の方策を講じるこ

コメントの追加 [A6]: No. 120 (第1の1の3段落目、  
「大切な家族」の「大切な」は言うまでもないこと  
で、必要ないのではないか。)

<sup>9</sup> 二次的被害の防止は重要であるが、これを過度に強調するあまり、犯罪被害者等にとって  
必要となる関わりや支援を遠のかせることにならざるをいう指摘にも留意する  
必要がある。なお、二次的被害の防止のため、広く国民に対して犯罪被害者等に対する理解を  
増進していくことについては、重点課題第5参照。

1 3)

2

3 (4) P T S D等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

4 病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供  
5 する医療機能情報提供制度において、P T S D等の疾病的治療に対応で  
6 きる医療機関を「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することが可能であ  
7 り、引き続き同制度を周知する。【厚生労働省】（2－4）

8

9 (5) 医療現場における自立支援医療制度の周知

10 P T S D等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、  
11 「犯罪被害者等のP T S D治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利  
12 用について（周知依頼）」（平成28年4月28日付け厚生労働省社会・援護局  
13 障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を発出し、犯罪被害者等が適切  
14 に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っ  
15 ているところであるが、再度依頼するなど、周知を徹底する。【厚生労働  
16 省】（2－5）

17

18 (6) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解  
19 促進

20 精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復  
21 のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労  
22 働省において、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を  
23 受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センター  
24 等の職員の理解促進を図る。【厚生労働省】（2－6（再掲：4－89））

コメントの追加 [A7]: No. 128 (精神保健福祉センター  
だけではなく、保健所の職員に対しても、犯罪被害者  
等支援に関する研修を受講するよう促す必要があるの  
ではないか。心の健康の相談をしようとした場合に、  
保健所を頼ることも少なくないと思われる。)

25

26 (7) 警察部内のカウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリングの充  
27 実

28 都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する  
29 部内カウンセラーについて、確実かつ十分な配置と効果的な活用に努め  
30 るよう都道府県警察を指導するとともに、配置状況及び活用状況につい  
31 て毎年公表する。【警察庁】（2－7）

32

33 (8) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

34 警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進

1 (14) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

2 内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪  
3 被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活  
4 用について啓発を推進する。【厚生労働省】(2-14)

5 (15) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる性犯  
6 罪・性暴力被害者への支援の充実

7 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、男性、性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置  
8 かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等  
9 を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐこ  
10 とができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の  
11 取組を支援する。また、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療  
12 科における医療関係者及び医療機関に対する研修や必要な情報の周知等  
13 により理解を増進し、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる  
14 充実を図る。【内閣府、厚生労働省】(2-15)

15 (16) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

16 地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、  
17 性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援  
18 等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会  
19 生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言  
20 等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必  
21 要な協力をを行う。【厚生労働省】(2-16)

22 (17) **自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等**

23 ア 自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリ  
24 テーションを受けられる機会の充実等を図るため、独立行政法人自動  
25 車事故対策機構と共に、療護施設の充実やリハビリテーションの機会  
26 の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害  
27 者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介  
28 護料受給者への支援の充実・強化を行う。また、こうした支援制度について自動車事故被害者、犯罪被害者等早期援助団体等に対し周知徹底  
29 を図る。【国土交通省】(2-17)

30 イ 在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な  
31 理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。また、障害者

コメントの追加 [A8]: No. 139 (ナスバに支援にたどり着くことができるよう、関係機関にナスバの周知を行なうべきだ。)

1 (13) 被害児童及び精神に障害を有する者からの事情聴取における配慮

2 ア 警察、検察庁、児童相談所等の連携体制を強化するとともに、警察、  
3 検察庁及び児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連  
4 携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議  
5 をを行い、警察、検察庁又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を国と  
6 して支援する。また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにく  
7 い聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進す  
8 る。

9 さらに、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる  
10 可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する  
11 必要性の周知を図る。【警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】(2  
12 -40)

13 イ 警察及び検察庁は、事案に応じて、性犯罪事件における精神に障害を  
14 有する犯罪被害者からの事情聴取に先立って協議を行い、警察又は検  
15 察庁の代表者が性犯罪事件における精神に障害を有する犯罪被害者が  
16 精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどした  
17 上で聴取を行う取組を継続して推進する。【警察庁、法務省】(2-40-  
18 2)

### 20 3 再被害の防止等の安全確保に関する施策

#### 21 (1) 警察における再被害防止措置の推進

22 同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等  
23 を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している  
24 刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進  
25 する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮し  
26 た上で、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を  
27 実施する。【警察庁】(2-41)

#### 28 (2) 人身安全関連事案への対策

29 ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案 (人身安全関連事案) については、認知した段階では危害が  
30 加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事  
31 態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、各都  
32 道府県警察本部の対処体制において情報集約及び対処を統括する幹部  
33 (司令塔) の下、間隙を生じさせない、真に実効性のある体制を構築する  
34

35 **コメントの追加 [A9]: No. 176** (被害に遭ったこどもや  
36 障害者からの事情聴取に当たっては、司法面接の手法  
によることを原則とすべきである。)

No. 177 (2-40 は被害児童を対象とするが、障害者にも  
同様の配慮を行うべきである。)

**コメントの追加 [A10]: No. 191** (「人身安全関連事案」  
の説明がないと、一般国民からは分からない。また、  
具体的な施策の内容がストーカーに関することのみに  
なっているが、人身安全関連事案はストーカーに限ったものではないので、問題ではないか。)

1 とともに、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者  
2 等の安全の確保を最優先に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平  
3 成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の適時的確な適  
4 用をはじめとする関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の  
5 防止や、被害者の保護措置等の組織的な対応を推進する。

6 また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー規制法に  
7 基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等  
8 を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握  
9 し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク  
10 評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者  
11 等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進する。【警察庁】  
12 (2-42)

13 (3) 警察における保護対策の推進

14 暴力団等による犯罪の被害者等に対する報復等を未然に防止するため、  
15 暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、  
16 危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措  
17 置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警  
18 察庁】(2-43)

19 (4) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

20 加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、保釈申請の結果を  
21 速やかに犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層  
22 配慮するように努める。【法務省】(2-44)

23 (5) 加害者に関する情報提供の適正な運用

24 再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会  
25 及び保護観察所が警察に対して行う受刑者の釈放予定、帰住予定地、仮釈  
26 放中の特異動向等の情報提供や、再度の加害行為のおそれを覚知した検  
27 察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への連絡  
28 について、関係者への周知徹底を図り、引き続き、円滑かつ適正な運用に  
29 努める。【警察庁、法務省】(2-45)

30 (6) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

31 ア 地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、犯罪被害  
32 者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵

1 支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。【警察庁】(3-4)

4 (4) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

5 重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、  
6 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する  
7 各種研修の充実に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組  
8 を一層推進する。【警察庁】(3-5)

9 (5) 司法解剖等における遺族の心情への配慮等

10 捜査機関が連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の  
11 工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明を適切な時期に行うことに努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合  
12 があることに関し、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるよう努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。加えて、遺体の取扱いに当たって、死者、その遺族等への礼意  
13 を失わないよう、引き続き、会議・研修等を通じて関係機関等に周知を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁】(3-6)

14 (6) 押収物の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応

15 ア 犯罪被害者等への証拠物件の還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ適切に配慮するとともに、その意向を踏まえた上で行っており、引き続き適正な対応を徹底する。【警察庁】(3-7)

16 イ 犯罪被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期、方法等について犯罪被害者の遺族又は家族に対して説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用を行う。【法務省】(3-8)

17 (7) 捜査に関する適切な情報提供等

18 ア 捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を

1 図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう  
2 努める。また、必要に応じ、地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体  
3 をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】(3-9)

4  
5 イ 捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査  
6 状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】(3-10)

7  
8 (8) 被害者等通知制度の周知

9 檢察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知  
10 制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等の支  
11 援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」  
12 の配布や犯罪被害者等施策に関するポータルサイトへの掲載等を通じて、  
13 同制度の周知を徹底する。また、少年審判後の同制度に関するリーフレット  
14 を関係機関に配布するなどして、同制度の周知を徹底する。【法務省】  
15 (3-11)

16  
17 (9) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

18 ア 犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映さ  
19 せるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害  
20 状況等の供述調書等による証拠化、犯罪被害者等の証人尋問及び意見  
21 陳述の活用等により、被害状況等を的確に立証するよう努める。【法  
22 務省】(3-12)

23 イ 犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判  
24 前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うよう努める。  
25 また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限  
26 り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等  
27 と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意  
28 向を裁判所に伝えるよう努める。【法務省】(3-13)

29 ウ 犯罪被害者等の要望に応じて、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼ  
30 すおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等  
31 を考慮しつつ、適宜の時期に、適切な方法で、公判における検察官の主  
32 張・立証の内容を分かりやすく説明するよう努める。【法務省】(3-14)

33  
34 (10) 保釈における犯罪被害者等の意見の適切な反映

35 加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者

コメントの追加 [A11]: No. 225 (施策番号 3-9 について、民間被害者支援団体だけではなく、地方公共団体の犯罪被害者等相談支援窓口との連携を図ることも明記してほしい。)

1 (3-26)

2 イ 損害賠償命令の申立てをすることができる犯罪被害者等から、起訴  
3 状記載の公訴事実等の内容を把握したいとの要望があった場合には、  
4 起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面を交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】(3  
5 -27)

6 ウ 犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相  
7 当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能  
8 である旨をパンフレット等により周知するとともに、同申出に対して  
9 適切に対応するように努める。また、刑事確定訴訟記録の閲覧に際して、  
10 犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、  
11 裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、  
12 犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】  
13 (3-28)

14 (19) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

15 被害者がいる犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事  
16 案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切  
17 に対応するように努める。【法務省】(3-29)

18 (20) 少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知

19 少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通  
20 知に関する各種制度について周知を徹底する。【法務省】(3-30)

21 (21) 少年審判の傍聴制度の周知及び充実

22 少年法の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)により導入された、  
23 一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度  
24 等について、パンフレット等による周知を徹底する。また、犯罪被害者等  
25 がビデオリンク方式により少年審判を傍聴すること及び犯罪被害者等か  
26 ら委託を受けた弁護士による少年審判の傍聴といった、少年審判の傍聴  
27 制度の充実について、少年法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討  
28 を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】(3-31)

29 (22) 医療観察審判の傍聴制度の充実

30 医療観察法においては、犯罪被害者等の関心に応えるため、裁判所が

コメントの追加 [A12]: No. 252(少年審判の傍聴ができるとされているが、全ての場合に認められるわけではない。ビデオリンクによる傍聴等、加害少年への影響が少なくなるような措置を講じて傍聴が認められる範囲が拡大されるようにしてほしい。)

1  
2 (8) 更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度の利便性  
3 の向上

4 更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、  
5 犯罪被害者等の最寄りの保護観察所でのオンラインによる聴取も可能と  
6 していることや、被害者担当保護司の同席が可能であること等について  
7 もより一層の周知を行うなど、犯罪被害者等の利便性の向上に努める。

8 【法務省】(3-43)

9  
10 (9) 犯罪被害者等の意見を踏まえた制度の在り方についての検討

11 更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、  
12 同制度の運用状況等の把握に努めるとともに、制度を利用した犯罪被害  
13 者等の意見を踏まえ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指  
14 導等につながるよう、その在り方を検討し、必要な施策等を実施する。【法  
15 務省】(3-44)

16  
17 (10) 医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等

18 医療観察法に基づき、裁判所において実施している医療観察審判の結  
19 果通知制度について、必要な情報が犯罪被害者等に届くよう、冊子・パン  
20 フレット等を活用して、一層の周知を図る。

21 また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階  
22 等に関する情報提供制度については、一部見直しを行い、令和6年1月か  
23 ら、被害者等の申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供の項目として、  
24 各処遇段階の終了時の「終了事由」を追加したところであり、引き続き、  
25 本情報提供制度の円滑かつ適正に運用するに努める。さらに、本情報提  
26 供制度の在り方について、制度見直し後の運用状況をはじめ、医療観察対  
27 象者の社会復帰の促進や個人情報の保護の観点等を総合的に考慮した検  
28 討を行う。【法務省】(3-45)

29  
30 (11) 医療観察対象事件における犯罪被害者等への配慮

31 保護観察所において、医療観察対象事件における犯罪被害者等から相  
32 談等を受けた場合には、二次的被害を生み出すことがないよう十分配慮  
33 しつつ、誠実に対応するとともに、必要に応じて、相談等の内容を関係機  
34 関に共有する。【法務省】(3-46)

35  
36 (12) 医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与に関する検討

コメントの追加 [A13]: No. 274 (医療観察対象者の処遇  
段階等に関する情報提供について、「適正な運用に努め  
る」ではなく「実施する」と明記するとともに、医療  
観察対象者の処遇状況を積極的に通知する仕組みに改  
めていただきたい。また、令和6年1月から導入され  
た「終了事由の通知」が事後になる事例があるため、  
迅速かつ確実に行う体制を徹底してほしい。)

## 1 重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

### 2 第1 現状認識と具体的施策の方向性

#### 3 1 現状認識

4 犯罪被害者等は、損害回復（損害賠償の履行確保）等のため法的支援を受  
5 けて民事訴訟の追行等をするほか、犯罪被害者等給付金や見舞金等の支給、  
6 医療費等の公費負担、社会保障による公的給付、住居支援等の経済的支援等  
7 を受けることがある（重点課題第1）。また、精神的・身体的被害の回復の  
8 ため、被害の内容に応じた迅速かつ適切な医療やカウンセリングの提供を  
9 受けることがあるほか、加害者からの再被害を防ぐ必要もある（重点課題第  
10 2）。さらに、加害者に対する捜査及び公判段階において、刑事手続等に関  
11 与するほか、加害者処遇の段階においても、心情等の聴取や伝達に係る制度  
12 を利用することもある（重点課題第3）。

13 このような個別の支援については、運用や制度そのものを更に拡充する  
14 ことはもとより、犯罪被害者等がその支援にたどり着くことができるよう  
15 に体制を整備する必要がある。犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置か  
16 れ、自分や家族が抱える課題に気付き得ないことが多く、仮に気付いたとし  
17 ても、被害に遭ったことや支援を必要とすることを周囲に打ち明けられない  
18 い、支援に携わる機関・団体が様々あることから、受けられる支援の内容や  
19 支援を受ける方法が分からぬといった声がある。その上、支援を受けるに  
20 当たって複数の機関・団体を訪れることが必要となる場合もあるところ、その  
21 機関・団体ごとに同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリ  
22 スクも指摘されている。

23 また、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができる」（基本法第  
24 3条第3項）ようになるには、時に長い時間を要することから、その間に変  
25 化する犯罪被害者等のニーズを適時適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要  
26 とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいくという、途切れぬ支援を  
27 提供する体制を整備することが求められる。さらに、犯罪被害者等が居住す  
28 る地域は様々であり、また、転居することもあり得る中で、「必要な支援等  
29 を途切れることなく受ける」（基本法第3条第3項）ができるようにするためには地方公共団体間の広域的な連携体制を確保することも求められ  
30 る。

31 この点、令和6年度から、個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に  
32 相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の個人情  
33 報を保護するためその同意の下で、都道府県に配置する犯罪被害者等支援

コメントの追加 [A14]: No. 295(第1の1の2段落目に、被害の潜在化の防止にとって極めて重要な視点であると考えるので、被害者が置かれている状況や様々な事情により支援を求めるに困難が伴う被害者も存在することを付記していただきたい。)

1 コーディネーターに情報を集約し、同コーディネーターを中心に関係機関・  
2 団体等が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する多  
3 機関ワンストップサービス体制を全国的に整備する取組が開始された。今  
4 後、犯罪被害者等が居住地域にかかるわらず必要な支援を受けられるよう、全  
5 国における本体制の整備・定着と犯罪被害者等支援の充実を図るとともに、  
6 支援に携わる機関・団体が相互に連携し、関係を一層強化するほか、多機関  
7 ワンストップサービスにおいて重要な役割を担う民間被害者支援団体に対  
8 する援助を行う必要がある。

9 このような取組の中で、支援体制を効果的に運用するためには、人材の育  
10 成もまた重要なため、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に  
11 関する専門的知見の向上及び対応力の標準化を企図した体系的な研修の充  
12 実に努めるとともに、犯罪被害者等の支援に従事し得る人材の確保及び活  
13 用の拡大を見据えた効果的な教育を実施する必要がある。

## 15 2 具体的施策の方向性

### 16 (1) 各関係機関・団体における体制の充実

#### 17 ア 関係機関・団体の相談対応及び支援の充実

18 犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップ  
19 サービス体制の整備及び効果的な運用が図られるよう、都道府県に対  
20 して財政面・運用面での支援を行うなどして、多機関の円滑な連携のた  
21 めの環境整備に向けた取組を実施するほか、支援に携わる機関・団体の  
22 体制の充実を図るなどして、対応力向上のための取組を推進する。また、  
23 令和8年から開始される犯罪被害者等支援弁護士制度について、精神  
24 的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害  
25 を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が早期  
26 の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、  
27 法テラスにおいて、必要な体制や扱い手となる弁護士を十分に確保し  
28 た上、その運用の充実を図る。

29 このほか、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するため、ソー  
30 シャルワークの観点も意識しながら、地方公共団体の総合的対応窓口、  
31 各機関・団体の相談対応や支援を充実させるための取組を推進する。

#### 32 イ 潜在化しやすい犯罪被害への適切な対応

33 配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害が  
34 潜在化しやすい犯罪について、被害の更なる拡大を防止し、犯罪被害者  
35 等の安全を確保するため、各関係機関・団体において、犯罪被害の早期  
36 発見や早期対応等を的確に行うための体制整備及び各種対策を引き続

コメントの追加 [A15]: No. 296(第1の1最終段落、「専  
門的知見の向上」の次に「に加えて、各機関・団体に  
通底する知見及び認識の標準化・平準化」を加えて  
いただきたい。)

児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が迅速・確実に行われるよう、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）や令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正後の児童福祉法等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師、こども家庭ソーシャルワーカー等の配置を支援する。【こども家庭庁】（4-38）

(24) 里親制度の充実

被害少年等の保護に資するよう、里親支援事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。【こども家庭庁】（4-39）

(25) ストーカー事案への対策の推進

被害者等の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】（4-40）

(26) ストーカー事案への迅速かつ的確な対応

警察において、「ストーカー総合対策」を踏まえ、関係府省庁と連携し、各種対策（被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援、調査研究・広報啓発活動等、加害者対策及び支援等を図るための措置）を推進するとともに、重大事件の発生状況等を踏まえ、被害を防止するための対策を推進する。【警察庁】（4-41）

(27) 人身取引被害者の保護の推進

人身取引対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を隨時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2022」（令和4年12月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。【内閣官房】（4-42）

(28) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童~~及び~~障害者~~及び~~外国人をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研

コメントの追加 [A16]: No. 306 (外国人の被害者については、被害の潜在化が推測されるとともに、日本人以上に特別の対応を要することから、施策を充実させるべきだ。)

修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】  
(4-43 (再掲: 5-24))

## 2 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

### (1) 犯罪被害者等施策に関するポータルサイトの充実

関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトにおいて、関係法令、関係機関・団体等が提供する支援制度、相談機関等に関する情報、犯罪被害者が心身に与える影響やセルフケアの方法について犯罪被害者等の理解に資する情報その他の必要な情報の更新や英文による情報提供を行う。特に、犯罪被害者等が利用し得る支援制度の検索機能についてアクセシビリティの向上を図り、犯罪被害者等の活用を促す。

【警察庁】(4-44)

コメントの追加 [A17]: No. 143 (犯罪被害者等が心の健康を保つために自分でできるケアとしてどのようなものがあるか、学べる機会を確保する必要があるのではないか。)

### (2) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施

犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」の作成・交付、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組について、犯罪被害者等の心理的負担等にも配意しつつを進める。【警察庁】(4-45)

コメントの追加 [A18]: No. 390 (被害者手帳は、被害に遭った記憶を思い出させることになり、心理的負担を生むおそれがある。また、個人情報の管理に不安があるため、カルテに登録してほしくない。)  
No. 391 (被害直後は、自分で被害状況を記録することができる精神状態ではなく、被害者手帳は負担ではないか。)

### (3) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

都道府県における市区町村間の連携・協力に向けた取組の充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、各都道府県の犯罪被害者等支援コーディネーター等の地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する窓口をまとめたリストを整備し、地方公共団体間の情報共有を促進する。【警察庁】(4-46)

### (4) 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化

支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される会議等を開催し、

各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換のほか、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化に努める。【警察庁】(4-47)

(5) 地方におけるワンストップサービスの実現に向けた関係機関・団体の連携強化

地方におけるワンストップサービスが適切に機能するよう、各関係機関・団体の責務・役割について、各種会議・研修の場で繰り返し説明するなど啓発に努め、相互理解の醸成及びそれに基づく連携強化を促進する。【警察庁】(4-48)

(6) 地方における支援への専門的知見・ノウハウの活用

犯罪被害者等に対して専門的な知見・ノウハウを活用した支援が実施されるよう、関係府省庁と連携し、犯罪被害者等支援コーディネーターや総合的対応窓口等からの要請に応じて必要な協力をを行うよう福祉・保健・医療関係の職能団体等に働き掛ける。また、専門的知見等が活用された支援の状況や好事例を収集し、犯罪被害者等支援コーディネーター、地方公共団体、民間被害者支援団体、職能団体等に情報提供する。【警察庁】(4-49)

(7) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実

配偶者等からの暴力事案の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、情報の提供や研修機会の提供等により、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実に係る都道府県や市区町村の取組を促進する。また、地域における被害者支援体制の充実強化のため、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携を促進する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】(4-50)

(8) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

ア 犯罪被害者等支援に関する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、警察の相談窓口において犯罪被害者等の要望に応じて、警察及び当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する

1 関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を必要とする  
2 犯罪被害者等に提供するよう努める。また、警察の犯罪被害者支援担当  
3 者に対して、地方公共団体が持つ支援制度や犯罪被害者等支援コ  
4 ディネーター、総合的対応窓口等との連携に関する研修を実施する。

5 【警察庁】(4-51)

6 イ 警察において、犯罪被害者等に関する手続や支援制度等を教示する  
7 ための外国語版資料について、都道府県の実情に応じて作成し、内容の  
8 充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける  
9 紹介に努める。【警察庁】(4-52)

10 (9) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

11 都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103  
12 (ハートさん)」に関する広報、相談窓口における性犯罪被害者に対する  
13 支援制度の紹介等、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による  
14 情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に  
15 対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等  
16 早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援  
17 を受けやすくなるよう一層努める。【警察庁】(4-53)

18 (10) 自助グループの紹介等

19 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害  
20 者等の要望を踏まえ、犯罪被害者本人の心理的な回復やグリーフケア<sup>15</sup>の  
21 重要性にも配慮し、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行うと  
22 ともに、自助グループの活動に資する必要な協力をを行う。【警察庁】(4-  
23 54)

24 (11) 檢察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等  
25 との連携強化

26 犯罪被害者等支援活動に際し、検察官が刑事手続に関する専門的な法  
27 的知識や捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適  
28 切に対応するとともに、各検察庁に配置されている被害者支援員等に対する研修内容を充実させるなどして、福祉・心理関係の専門機関等との連  
29 携強化を図る。【法務省】(4-55)

コメントの追加 [A19]: No. 409 (犯罪被害者の中には、心理的ショック、恐怖等を理由に、警察に相談に行けない場合がある。被害者の意思是尊重しつつも、第三者からの情報提供や相談が警察に対してあったときに、警察から支援につなぐ仕組みやガイドラインを構築してもらいたい。)

No. 410 (警察部内に、相談援助の技術をもった専門職(ソーシャルワーカー)を配置することが必要ではないか。)

コメントの追加 [A20]: No. 416 (自助グループについての記述をみると、遺族の自助グループしか念頭にないかのように思われる。性犯罪等他の自助グループも考えられるところであり、そうした自助グループを普及させ、存在を広く知らしめることが、潜在化の防止にも資することになると思われる。)

<sup>15</sup> 大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組。

1 犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。【警察  
2 庁】(4-75)

3 (5) 犯罪被害者等早期援助団体等に対する指導

4 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が犯罪被害者等  
5 のニーズに応じた適切かつ充実した支援活動を行うための指導・助言及  
6 び協力を行う。

7 また、都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援  
8 助団体に対し資料の提出を求めるなどにより指導を行う。【警察庁】(4-  
9 76)

10 (6) 地方における多機関ワンストップサービス体制に求められる民間被害  
11 者支援団体の活動に関する分析調査等

12 地方における多機関ワンストップサービス体制を効果的に運用する上  
13 で民間被害者支援団体に求められる支援内容の具体化に向け、犯罪被害  
14 者等支援コーディネーターとの連携や支援提供状況等の把握・分析を継  
15 続的に、かつ、全国的に横串を通して実施する。

16 また、同分析結果を都道府県に情報提供することを通じ、各地方において  
17 民間被害者支援団体が求められる支援を継続的に実施するための気運  
18 醸成・環境整備を促進する。【警察庁】(4-77)

コメントの追加 [A21]: No. 435(施策番号 4-77 の見出  
19 しは、「調査・分析」と表記する方が適切ではないか。)

20 4 人材育成及び調査研究に関する施策

21 (1) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成及び意識の向上

22 ア 地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、都道府県・  
23 政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国犯罪被害者等支  
24 援実務者会議等の機会を捉えて、犯罪被害者等支援に関する地方公共  
25 団体における先進的・意欲的な取組事例等の最新の情報を提供すると  
26 ともに、支援者向けオンデマンド研修教材や研修機会の充実に努める。  
27 また、地方公共団体からの要請に応じて、職員向けの研修に地方公共団  
28 体アドバイザー等を講師として派遣するといった協力をを行う。【警察庁】  
29 (4-78)

30 イ 犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等の理解の増進及  
31 び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者  
32 を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害  
33 者等施策講演会」を開催する。【警察庁】(4-79)

1 ボランティアである人権擁護委員が、犯罪被害を含む人権問題全般に適  
2 切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。

3 【法務省】(4-85)

4 (7) 法テラスの職員等に対する研修の充実

5 法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に  
6 対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に  
7 関する研修や、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切  
8 に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】(4-86(再掲: 2-  
9 33))

10 (8) 教職員の理解促進のための研修の実施

11 教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒  
12 の相談等に的確に対応できるよう、「教育職員等による児童生徒性暴力等  
13 の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号) 及び同法に基づく基本指  
14 針等を踏まえ、犯罪等の被害に関する研修の実施、犯罪被害に遭った児童  
15 生徒への対応に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上  
16 に努める。【文部科学省】(4-87)

コメントの追加 [A22]: No. 441(学校や地域におけるス  
ポーツの中で、指導者・選手間での性犯罪・性暴力を  
防止するため、性的同意等に関する教育を実施・充実  
させるべきではないか。)

17 (9) 学校内における連携及び相談体制の充実

18 虐待を受けたこどもの対応、健康相談の進め方等についてまとめた  
19 参考資料等を活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図  
20 る。【文部科学省】(4-88)

21 (10) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解  
22 促進

23 精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復  
24 のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労  
25 働省において、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を  
26 受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センター  
27 等の職員の理解促進を図る。【厚生労働省】(4-89(再掲: 2-6))

28 (11) 虐待を受けたこどもの保護等に携わる者の研修の充実

29 虐待を受けたこどもの保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に  
30 行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、  
31 市区町村の職員並びに保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研